

## 参院提出の安全保障関連5法案の概要

1	武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案	自衛隊法	<p>①日米の連携を図りつつ、自国防衛のための自衛権行使であることを明確化 「条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態」</p> <p>②防衛出動要件を審査する専門委員会を設置</p>
		事態対処法	<p>① 上記の自衛隊法改正の見直しに伴い、「武力攻撃危機事態」の定義を変更</p> <p>② 「武力攻撃事態等」の定義の変更（「武力攻撃危機事態」を含むこととする）</p> <p>③ 武力攻撃危機事態への対処に関する基本方針、対処基本方針に定める事項の規定ぶりを変更（「武力攻撃危機事態」が、武力攻撃発生事態と一体的に運用されることを示す）</p>
		国民保護法	武力攻撃危機事態を保護法の対象にする
		米軍行動関連措置法	<p>① 危機事態武力攻撃を排除するための米国軍隊の行動が自衛隊と協力して行うものであることを規定</p> <p>② 武器（弾薬を含む）の輸送について、核兵器等の輸送に適さないものを除外</p>
		特定公共施設利用法	危機事態武力攻撃を排除するための米国軍隊の行動が自衛隊と協力して行うものであることを規定
		海上輸送規制法	海上輸送規制の対象地域を削る改正を行わない
		捕虜取扱法	「武力攻撃事態等」の定義に「武力攻撃危機事態」を含めることに伴う規定を整備

2	在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 邦人救出について規定創設</li> <li>② 派遣前の状況説明と実際の派遣現場の状況が異なっていた場合、活動を中断するなどの安全確保措置を明確化</li> </ul>
3	合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ACSA における内容は充実させるが、弾薬の提供は認めない</li> <li>② 武器（弾薬を含む）の輸送について、核兵器等の輸送に適さないものを除外</li> </ul>
4	国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案	国外犯処罰の範囲を武器の不正使用にも拡大
5	国際平和共同対処事態に際し我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「国際平和共同対処事態」に際し、人道復興支援活動等を実施</li> <li>(2) 以下の歯止め措置を明記 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国連憲章の第7章決議がある場合のみ自衛隊を派遣</li> <li>② 活動地域は非戦闘地域のみ、</li> <li>③ 計画自体を国会の事前承認の対象にする、</li> <li>④ 人道復興支援は、残党勢力による組織的・継続的な抵抗の意思がない場合のみ</li> <li>⑤ 武力行使との一体化回避の観点から、武器弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備は禁止</li> <li>⑥ 武器（弾薬を含む）の輸送について、核兵器等の輸送に適さないものを除外</li> </ul> </li> </ul>